

令和3年度 第1回高齢者保健福祉計画懇話会（書面開催）に係る意見聴取結果

第7期高齢者福祉計画の進行管理について

番号	頁	ご意見・ご質問	事務局回答
1	2	<p>「2施設等の整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われま。整備数として3ヶ所ありますが、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思ひます。</p>	<p>介護保険係 現時点、小規模多機能型居宅介護の利用状況からは、利用がひっ迫しているようには見られないことから、整備数の増は考えておりません。また、看護小規模多機能型居宅介護は現在、本市では開設されておりませんが、高齢者保健福祉計画懇話会等の場を活用し、そのニーズについて把握してまいります。</p>
2	2	<p>「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになった。これらの施設への入所費用の行政支援が特養入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。</p>	<p>介護保険係 介護付き有料老人ホームに対して特別養護老人ホームの代替機能が求められているということは大いにあると思われま。本市では、特養の入居待機者の方が約200名いらっしゃるにも拘らず、特別養護老人ホームの新たな建設が非常に難しいために、第8期計画期間中においては、ショートからの転換について検討を始めておりますが、介護付き有料老人ホーム入所者へ対する補助等についても新たなご提案として、高齢者保健福祉計画懇話会等の場で検討いたします。</p>
3	4	<p>「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとって、重要な介護資源と考えま。事業に対する「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないか。</p>	<p>介護保険係 今後も被保険者に対する、「小規模多機能型居宅介護」の周知を図ってまいります。また、保険者としてどのような支援が事業者にてできるか、高齢者保健福祉計画懇話会等の場にて検討して参ります。</p>

4	4	<p>「3 介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 地域密着型サービスの利用が少ないのは、利用者への周知が不足しているのではないか。</p>	<p>介護保険係 ケアマネジャーを通じて、更なる地域密着型サービスの周知を図ってまいります。</p>
5	7	<p>「5 在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」について 「5 在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」に「高齢者の社会参加の必要性が高い」との記載だが、具体的な試案は持ち合わせているのか。</p>	<p>地域共生係 「介護予防のための地域ケア個別会議」で検討した事例では、掃除が出来ない、買い物がしにくい、友人と交流がしにくい等の高齢者の生活機能の低下が共通課題としてあげられています。単なる介護保険サービスの利用を目的にするだけでなく、自立を阻害している要因に適切にアプローチをすることにより生活機能の低下を防ぐ策を検討しております。生活範囲が縮小することにより社会性も乏しくなることが懸念されますので、まずは、身近な生活行為を維持・改善のために適切に介護保険サービスを利用、または介護予防事業への参加を行っていくことを改めて推奨し、高齢者の社会参加を推進していきたいと思えます。</p>
6	7	<p>「6 在宅生活の支援（1）生活支援体制整備事業」について 地域支援事業における「包括的支援事業」及び「任意事業」を弾力化し、「生活支援体制整備事業」に、「移動支援」を位置付け、介護予防サービスを含め、移動困難な高齢者が各種のサービスを実際に利用できるようなするための事業の検討が必要ではないか。</p>	<p>地域共生係 移動支援には、支援ニーズとそれに対応する担い手の確保とともに、車両を利用するとなると大きな経費がかかります。また、それに伴い、公共交通機関との調整も必要となってきますので、事業実施の必要性と継続性をあわせて検討する必要があります。 支援ニーズの傾向と量を分析していただくことによりその必要性を判断していきたいと思えます。</p>

<p>7</p>	<p>7</p>	<p>「6 在宅生活の支援（1）生活支援体制整備事業」について コロナワクチンの接種支援に関連して、「市役所⇄体験学習施設スマイル」で福祉バスを活用していますが、居住地近隣から市民交流センターへの接種支援についても、福祉バスの活用を可能とするような検討も必要ではないでしょうか。</p>	<p>高齢者センター 福祉バスの運行については、逗子市高齢者センター及び逗子アリーナ開館時、60歳以上の逗子アリーナ利用者の車両による送迎業務を、安全かつ円滑に運行することを目的として、市所有の車両の運行を業者に委託しています。このたび、新型コロナウイルスのワクチン接種支援に関連して、「市役所⇄体験学習施設スマイル」で市所有の車両を運行していますが、あくまで交通の利便性を鑑み、当該区間を臨時的に運行することを目的としています。なお、当該区間の市所有の車両活用についての事務担当は、国保健康課新型コロナウイルス医療担当になります。</p>
<p>8</p>	<p>8</p>	<p>「6 在宅生活の支援（5）在宅高齢者紙おむつ等支給事業」について 新規利用の申請は、非課税世帯等が対象となっているが、遠方に住んでいる別世帯の子どもも非課税でないと申請が出来ない。近隣の市町村と比べても逗子市独自のルールであり、なぜかとの意見を介護保険事業所として受ける事が多々ある。改善の検討はしていただけるのか。実績値について、新規数を知りたい。</p>	<p>高齢福祉係 ○平成29年10月、緊急財政対策プログラムにより全庁的な事業の見直しを実施。 歳出予算規模の縮小に伴い本事業においては、「課税世帯の新規利用申請廃止」が決定されたことによるものです。 現状、事業の見直しはまだ厳しい状況となっていますが、所得制限を設けるなど今後の検討課題と考えています。</p> <p>○令和2年度実績値205件のうち新規15件 令和元年度実績値267件のうち新規21件</p>
<p>9</p>	<p>7~8</p>	<p>「6 在宅生活の支援」について 一人暮らし高齢者の見守りを、年に数回訪問するだけで良いのか検討するべきではないか。新型コロナウイルス感染症の感染者が自宅療養した時の保健所による見守りを参考にして、希望者にはより積極的な介入が必要ではないか。マンパワーの不足はパブリックサービスの事業と人員を拡大して、定期的な電話で体温・血圧・体重を報告してもらい体調管理していくような、きめ細かい見守りが重要と思われるがいかがか。</p>	<p>高齢福祉係 社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会に訪問を委託しておりますが、その際の様子やご本人の困りごと、要望などは市で取りまとめ、地域包括支援センターと共有しています。希望する方や介入が必要であると考えられる方には、必要に応じて市と地域包括支援センターや社会福祉協議会で連携し、支援をおこなっております。ひとり暮らし高齢者の自立した生活を支援するものであり、ご意見にあります、体調管理のような介入は行っておりません。</p>

10	9	<p>「7地域福祉の推進（見守り・支え合い）」について 一人暮らしの方へのサポートでは拒否のある方もいると思います。そんな方への見守りも努力されていると思いますが、どのくらい拒否される方がいるのでしょうか。拒否があるから入所できないではなく、拒否がどこからきているのか、じっくり寄り添う介護にしていこうと考えていますので、傾向を知りたく質問しました。</p>	<p>高齢福祉係 訪問などによる見守りに対して、拒否のある方はそれほど多くありません。拒否された場合でも、独居の方がいるという情報は市や社会福祉協議会、地域包括支援センターで把握しております。 入所に対しては、ほとんどの方が拒否、又は抵抗感を持っています。生活の変化や他人との共同生活、資金面など、理由は様々です。</p>
11	11	<p>「9生きがい・社会参加の推進」について 高齢者の引きこもり防止のためには、足の確保が大切と思われる。福祉バスをもっと買い物にも利用できるように団地と商店街を定期的に運行するなど検討してほしい。</p>	<p>高齢者センター 市街地から離れて立地する高齢者センターに利用者の安全な送迎を目的に、3ルートを設定し無料の2点間運行で福祉バスの運行業務を委託しています。令和2年度から、さらなる利便性の確保のため、逗子アリーナを経由し、逗子アリーナ開館時、60歳以上の逗子アリーナ利用者も利用可能としました。なお、ご意見にあります、利用者以外の方の福祉バスの利用については、現在の福祉バスの運行目的とは異にすること及び、公共交通機関等の関係者との調整も必要となることを考慮すると、他のアプローチが必要になるかと考えます。</p>

第 1 回地域包括ケア会議の報告

ご意見・ご質問		事務局回答
1	—	<p>地域包括支援センターは、高齢者問題に限らず、地域を基盤にした福祉の万（よろず）相談所と万（よろず）支援機能を有するようになった。</p> <p>「地域共生社会実現」はメッセージとしては良いが、相談受け入れの体制整備、サービス提供に関する各部署との連携と共同を実施するシステムを構築し、有機的機能の展開を期待する。福祉問題の重層的支援のみならず、防災対策などを含む複層的（システム境界を越え連携する全体システムとしての地域福祉と行政の）支援システムの体制とその構築を考えているか。</p> <p>「共生社会」は理念であって、実現は容易ではない。地域を人々の交互作用が生み出されるコミュニティに変容させる手段は考えているか。</p>
2	—	<p>重層的支援体制整備事業の開始に伴い、各地域包括支援センターに相談支援包括化推進員（社会福祉士）を増員しました。毎月検討会を行いながら制度学習や連携の実務について検討を行っております。また、各相談支援機関の実施する会議や住民自治協議会、民生委員児童委員協議会等に参加し、事業説明や今後の方向性についての議論を進めているところであり、今後も引き続き積極的にすすめていくこととしております。</p>